

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案要綱

第一 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給

一 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給（附則第二条関係）

1 額面九十万円（当該戦傷病者等が軽症である場合は、額面四十五万円）、十年償還の国債による特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であつて、当該戦傷病者等が平成十八年十月一日において恩給法による増加恩給等を受けているもの等に、改めて額面百万円（当該戦傷病者等が軽症である場合は、額面五十万円）、十年償還の国債による特別給付金を支給すること。

2 1のほか、現行の特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であつて、当該戦傷病者等が平成十八年十月一日において恩給法による増加恩給等を受けているもの等に、当該戦傷病者等の妻である期間に応じ、改めて額面九十万円又は六十万円（当該戦傷病者等が軽症である場合は、額面四十五万円又は三十万円）、十年償還の国債による特別給付金を支給すること。

二 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の新規支給（第一条関係）

平成十三年四月二日以後に戦傷病者等の妻となった者であつて、当該戦傷病者等が平成十五年四月一日において恩給法による増加恩給等を受けていたもの等に、額面三十万円（当該戦傷病者等が軽症である場合は、額面十五万円）、十年償還の国債による特別給付金を支給すること。

三 平病死特別給付金の支給（附則第四条関係）

現行の特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であつて、当該戦傷病者等が平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に平病死したものに、額面五万円、五年償還の国債による特別給付金を支給すること。

第二 戦没者等の妻に対する特別給付金の支給（第二条関係）

現行の戦傷病者等の妻に対する特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であつて、当該戦傷病者等が平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡したことにより、平成十八年十月一日において戦没者等の妻として恩給法による公務扶助料等の受給権を有するもの等に、当該戦傷病者等の妻であつた期間に応じ、額面二百万円、百八十万円、百二十万円又は六十万円、十年償還の国債による戦没者等の妻に対する特別給付金を支給すること。

第三 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、平成十八年十月一日から施行すること。